



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

児童虐待防止対策について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課 虐待防止対策推進室

児童虐待防止対策の経緯

児童福祉法による要保護児童対策として対応

平成12年

児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)の成立(平成12年11月施行)

・児童虐待の定義(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待) ・住民の通告義務 等

平成16年

児童虐待防止法・児童福祉法の改正(平成16年10月以降順次施行)

・児童虐待の定義の見直し(同居人による虐待を放置すること等も対象) ・通告義務の範囲の拡大(虐待を受けたと思われる場合も対象) ・市町村の役割の明確化(相談対応を明確化し虐待通告先に追加) ・要保護児童対策地域協議会の法定化 等

平成19年

児童虐待防止法・児童福祉法の改正(平成20年4月施行)

・児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化 等

平成20年

児童福祉法の改正(一部を除き平成21年4月施行)

・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務化 ・要保護児童対策地域協議会の機能強化 ・里親制度の改正等家庭的養護の拡充 等

平成23年

児童福祉法の改正(一部を除き平成24年4月施行)

・親権停止及び管理権喪失の審判等について、児童相談所長の請求権付与 ・施設長等が、児童の監護等に関し、その福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者等はその措置を不当に妨げてはならないことを規定 ・里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合の児童相談所長の親権代行を規定 等

平成28年

児童福祉法・虐待防止法等の改正(一部を除き平成29年4月施行)

・児童福祉法の理念の明確化 ・母子健康包括支援センターの全国展開 ・市町村及び児童相談所の体制の強化 ・里親委託の推進 等

児童虐待防止対策の検討に関する経緯

- H26.8
～H26.12
(全4回) ◆児童虐待防止対策に関する副大臣等会議
児童虐待の発生予防等について、政府全体として効果的な対策を講じるため、官邸において副大臣等会議を立ち上げ。
- H26.9
～H27.8
(全12回) ◆児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会
児童虐待防止対策に関する副大臣等会議で示された課題を、厚生労働省において並行して検討。
- H27.8.28 ◆児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会で報告書を取りまとめ
◆「児童虐待防止対策強化プロジェクト（施策の方向性）」を取りまとめ（副大臣等会議）
- H27.9
～H28.3
(全5回)
(WG各4回) ◆新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会
子ども家庭福祉のあり方について包括的に検討するとともに、児童虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化について検討。
- H27.12.21 ◆「すくすくサポート・プロジェクト」（すべての子どもの安心と希望のプロジェクト）を決定（子どもの貧困対策会議）
- H28.3.10 ◆新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会で報告（提言）を取りまとめ
- H28.3.29 ◆「児童福祉法等の一部を改正する法律案」 提出
- H28.5.27 ◆「児童福祉法等の一部を改正する法律案」 成立（全会一致）
- H28.6.3 ◆「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）公布

児童福祉法等の一部を改正する法案の概要

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

I 児童福祉法の理念の明確化等

○ 全ての児童が健全に育成されるよう、児童を中心に、その福祉の保障等の内容を明確化する。

(1) 児童の福祉を保障するための原理の明確化

■ 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化。(児童福祉法)

(2) 家庭と同様の環境における養育の推進

■ 国・地方公共団体は、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援するものとする。ただし、家庭における養育が適当でない場合には、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずるものとする。(児童福祉法)

(3) 国・地方公共団体の役割・責務の明確化

■ 国・地方公共団体の役割・責務を次のように明確化。(児童福祉法)

- ① 市町村は、基礎的な地方公共団体として、身近な場所における支援業務を適切に行う。
- ② 都道府県は、市町村の業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言や適切な援助を行うとともに、専門的な知識・技術や広域的な対応が必要な業務を適切に行う。
- ③ 国は、市町村・都道府県の業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村・都道府県に対する助言、情報提供等の必要な各般の措置を講じる。

(4) しつけを名目とした児童虐待の防止

■ 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。(児童虐待防止法)

Ⅱ 児童虐待の発生予防

- 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・逡減する。

(1) 子育て世代包括支援センターの法定化

- 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」を設置するよう努めるものとする。(母子保健法)(☆)

※ 平成27年度実施市町村数:138市町村 → 平成28年度実施市町村数(予定):251市町村

※ 法律上は、「母子健康包括支援センター」という名称。

(2) 支援を要する妊婦等に関する情報提供

- 支援を要すると思われる妊婦や児童・保護者を把握した医療機関、児童福祉施設、学校等は、その旨を市町村に情報提供するように努めるものとする。(児童福祉法)(☆)

(3) 母子保健施策を通じた虐待予防等

- 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資するものであることに留意しなければならない旨を明記。(母子保健法)(☆)

* (☆)の事項は、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)に記載。次頁以降も同じ。

Ⅲ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- 児童の安全を確保するための初期対応等が迅速・的確に行われるよう、市町村や児童相談所の体制や権限の強化等を行う。

(1) 市町村における支援拠点の整備

- 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。(児童福祉法)

(2) 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化

- 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。(児童福祉法) (☆)
※ 現行は、要保護児童対策調整機関における専門職(児童福祉司たる資格を有する者、保健師等)の配置は努力義務であり、1,387市区町村(80.4%)が配置済。(平成27年4月1日)
- 調整機関に配置される専門職は、国が定める基準に適合する研修を受けなければならないものとする。(児童福祉法)

(3) 児童相談所設置自治体の拡大

- 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。(児童福祉法)
※ 現行法上、政令で定める市(現在、横須賀市・金沢市)は児童相談所を設置するものとされており、政令で定める特別区についてもこれと同様とする。
- 政府は、改正法の施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

(4) 児童相談所の体制強化

- ①児童心理司、②医師又は保健師、③スーパーバイザー(他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司)を配置するものとする。(児童福祉法)(☆)
 - ※ 児童福祉司の配置標準について、区域内の人口等に加え、児童虐待相談対応件数を考慮するものとする。(児童福祉法・同法施行令)
 - ※ 専門職の配置充実を促進するため、厚生労働省において、「児童相談所強化プラン」を策定。
- 児童福祉司(スーパーバイザーを含む)は、国の基準に適合する研修を受講しなければならないものとする。(児童福祉法)
 - ※ 社会福祉主事を児童福祉司に任用する場合、任用前の指定講習会を受講させなければならないものとする。(児童福祉法)
- 児童相談所設置自治体は、法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務を適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。(児童福祉法)

(5) 児童相談所の権限強化等

- 児童相談所から市町村への事案送致を新設。(児童福祉法・児童虐待防止法)
 - ※ 現行は、市町村から児童相談所への事案送致のみ規定。
 - ※ 併せて、児童相談所・市町村に共通のアセスメントツールを開発し、共通基準による初期評価に基づく役割分担を明確化。これにより、漏れのない対応を確保。
- 臨検・捜索について、再出頭要求を経ずとも、裁判所の許可状により、実施できるものとする。(児童虐待防止法)(☆)
 - ※ 現行は、保護者が立入調査を拒むことに加え、再出頭要求にも応じないことが要件。
- 児童相談所・市町村から被虐待児童等に関する資料等の提供を求められた場合、地方公共団体の機関に加え、医療機関、児童福祉施設、学校等が当該資料を提供できる旨を規定。(児童虐待防止法)(☆)
- 政府は、改正法の施行後速やかに、要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

(6) 通告・相談窓口等

- 政府は、改正法の施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方や、児童福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

IV 被虐待児童への自立支援

- 被虐待児童について、親子関係再構築支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合には、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつける。

(1) 親子関係再構築支援

- 親子関係再構築支援は、関係機関等が連携して行わなければならない旨を明記。(児童福祉法)
- 施設入所や里親委託等の措置を解除する際に、都道府県(児童相談所)が委託した民間団体等が必要な助言を実施できるようにする。(児童虐待防止法)(★)
- 施設入所や里親委託等の措置を解除された児童について、関係機関等が連携して、児童の継続的な安全確認を行うとともに、保護者への相談・支援を実施するものとする。(児童虐待防止法)

(2) 里親委託等の推進

- 里親支援について、都道府県(児童相談所)の業務として位置付け。(児童福祉法)(★)
- 養子縁組里親を法定化し、研修の義務化、欠格要件や都道府県による名簿の登録について規定。(児童福祉法)(★)
- 養子縁組に関する相談・支援について、都道府県(児童相談所)の業務として位置付け。(児童福祉法)(★)
- 政府は、改正法の施行後速やかに、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

(3) 18歳以上の者に対する支援の継続

- 一時保護中の18歳以上の者等について、20歳に達するまでの間、新たに施設入所等措置を行えるようにするとともに、その保護者に対する面会・通信制限等の対象とする。(児童福祉法・児童虐待防止法)
- 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加。(児童福祉法)(★)

※ 現行は、20歳未満の児童養護施設退所者等が対象。

※ 併せて、施設入所等措置を受けていた者について、18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も、22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業の創設を検討。

參考資料

児童の福祉を保障するための理念の明確化【公布日施行・児童福祉法】

考え方

- 児童福祉法の理念規定は、昭和22年の制定当初から見直されていない。
- ← 児童が権利の主体であること、意見を尊重されること、最善の利益を優先されること等が明らかでない。

改正法による対応

- 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等を明確化する。
- 児童を中心に位置付け、その上で、国民、保護者、国・地方公共団体(都道府県・市町村)が支えるという形で、その福祉が保障される旨を明確化する。

改正後

※下線部が改正部分

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

改正前

第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

家庭と同様の環境における養育の推進【公布日施行・児童福祉法】

考
え
方

- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。
- しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。
- このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。

改正法による対応

- 国・地方公共団体(都道府県・市町村)の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。
 - ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
 - ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
 - ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。
- ※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。

良好な家庭的環境

家庭と同様の養育環境

家庭

施設

施設(小規模型)

養子縁組(特別養子縁組を含む。)

小規模住居型 児童養育事業

里親

実親による養育

児童養護施設

大舎(20人以上)、
中舎(13~19人)、
小舎(12人以下)
1歳~18歳未満
(必要な場合 0歳~20歳未満)

地域小規模児童養護施設 (グループホーム)

本体施設の支援の下で地域の民間住宅など
を活用して家庭的養護を行う

小規模グループケア(分園型)

- ・地域において、小規模なグループで家庭的養護を行う
- ・1グループ6~8人(乳児院は4~6人)

小規模住居型児童 養育事業(ファミリーホーム)

- ・養育者の住居で養育を行う家庭養護
- ・定員5~6人

里親

- ・家庭における養育を里親に委託する家庭養護
- ・児童4人まで

乳児院

乳児(0歳)
必要な場合幼児(小学校就学前)

$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$$

平成27年3月末 16.5% → 平成31年度目標 22%

→ 本体施設、グループホーム、里親等をそれぞれ概ね3分の1、児童養護施設の本体施設は、全て小規模グループケアに
社会的養護の課題と将来像(平成23年7月)から
※改正法を踏まえ、特別養子縁組の位置付け等について今後検討

国・都道府県・市町村の役割と責務の明確化【公布日施行・児童福祉法】

考え方

- 児童の福祉を保障するためには、その担い手となる国、都道府県、市町村それぞれが、自らの役割・責務を十分に認識し、円滑かつ効果的にその事務を遂行する必要がある。
- 国、都道府県、市町村それぞれの役割・責務が、現場に十分浸透しておらず、各地域で児童相談所や市町村が果たす役割にバラツキがあるなど、実態として必要な支援ができていないケースもある。

改正法による対応

- **国、都道府県、市町村それぞれの役割・責務を明確化する。**

<役割・責務の分担のイメージ>

児童・保護者・妊産婦等

児童の身近な場所における継続的な支援

市町村

- ・ 一時保護、施設入所等措置など専門的な知識・技術を要する支援
- ・ 広域的な対応

助言・援助

都道府県（児童相談所）

児童が適切に養育される体制の確保、助言、情報の提供

国

地域における支援の体制、専門性のバラツキを解消し、均てん化を図る

しつけを名目とした児童虐待の禁止【公布日施行・児童虐待防止法】

考え方

- 「しつけ」を名目とした児童虐待が後を絶たない。

改正法による対応

- 「親権者は、**児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない**」旨を明記。

- 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)(抄)※下線部が改正による追加部分。

(親権の行使に関する配慮等)

第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、民法(明治29年法律第89号)第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

- 民法(明治29年法律第89号)(抄)

(監護及び教育の権利義務)

第820条 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

(懲戒)

第822条 親権を行う者は、第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。

- 学校教育法(昭和22年法律第26号)(抄)

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開 【平成29年4月施行・母子保健法】

- 現状様々な機関が個々に行っている**妊娠期から子育て期にわたるまでの支援**について、**ワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)**を立ち上げ、**切れ目のない支援**を実施。
- ワンストップ拠点には、**保健師、ソーシャルワーカー**等を配置して**きめ細やかな支援**を行うことにより、地域における子育て世帯の「**安心感**」を醸成する。
- **子育て世代包括支援センター**を法定化し、**おおむね平成32年度末までに全国展開**を目指す。
 - **平成27年度**実施市町村数: **138市町村** ➢ **平成28年度**実施市町村数(予定): **251市町村(423か所)**

地域ごとの工夫をこらして子育て世代包括支援センターを立ち上げ、コーディネーターが、各機関との連携・情報の共有を図り、**妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで行う**とともに、**全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、要支援者には支援プランを作成**

地域の实情に応じて、**産前・産後サポート事業、産後ケア事業等**を実施

妊産婦等を支える**地域の包括支援体制の構築**

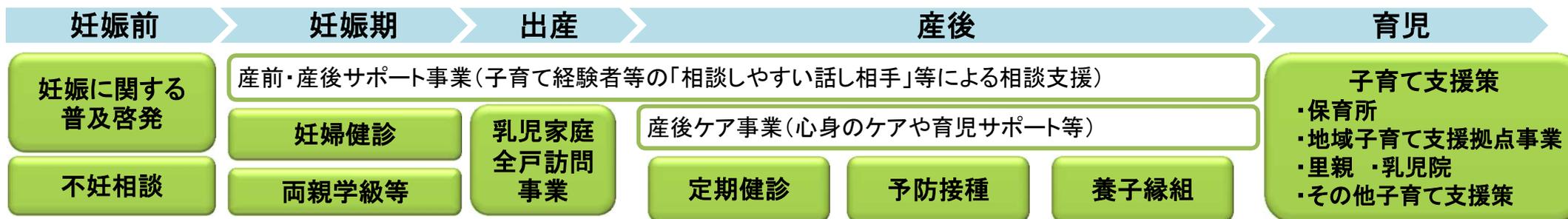


保健師

ソーシャル
ワーカー

助産師

情報の共有



支援を要する妊婦等に関する情報提供

【平成28年10月施行・児童福祉法】

考え方

- 虐待による死亡事例における0歳児の割合は4割強を占める。
- 0歳児の死亡事例の背景として、**母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていること、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題等がある。**

← 支援を要する妊婦等を把握しやすい機関が、妊娠期から虐待リスクに着目し、市町村を通じ、支援につなぐことが必要。

改正法による対応

- **支援を要する妊婦等(※)を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。**

※「支援を要する妊婦等」とは

- ① 特定妊婦: 出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦
(望まない妊娠、若年の妊娠、精神疾患を有するなどの事情を有する妊婦)
- ② 要支援児童: 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
(子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭・不適切な養育状態にある家庭等の児童)

<支援を要する妊婦と虐待による死亡事例の関連データ>

	0歳児(※1)	0日児(※1)	母子健康手帳の未発行(※2)	妊婦健診の未受診(※2)
虐待による死亡事例における割合	44.0%	16.8% (このうち望まない妊娠の割合は70.4%)	17.6%	21.7%

※1 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第1次から第11次報告の累計(平成15年～26年)

※2 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第3次から第11次報告の累計(平成17年～26年)

母子保健施策を通じた虐待予防等 【公布日施行・母子保健法】

現状

- 妊産婦や乳幼児等への健診・保健指導等を行う母子保健事業は、児童虐待の予防や早期発見に資するものである。
- 母子保健法は、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図ることを目的とする法律である。



考え方

- 母子保健事業が児童虐待の予防や早期発見に資するものであることが母子保健法上明確になっていない。

改正法による対応

- 母子保健事業の実施に当たっては、当該事業が児童虐待の発生予防や早期発見に資するものであることに留意するよう、母子保健法において明確化する。

市町村における支援拠点の整備

【平成29年4月施行・児童福祉法】

考え方

- 児童・家庭への支援は、その生活が営まれている身近な場所で行われることが重要。
- 市町村における支援の水準は、地域ごとにバラツキがあり、格差が生じているほか、在宅での支援のための基盤が十分整備されていない。

← 市町村における支援体制を一層充実させる必要がある。

改正法による対応

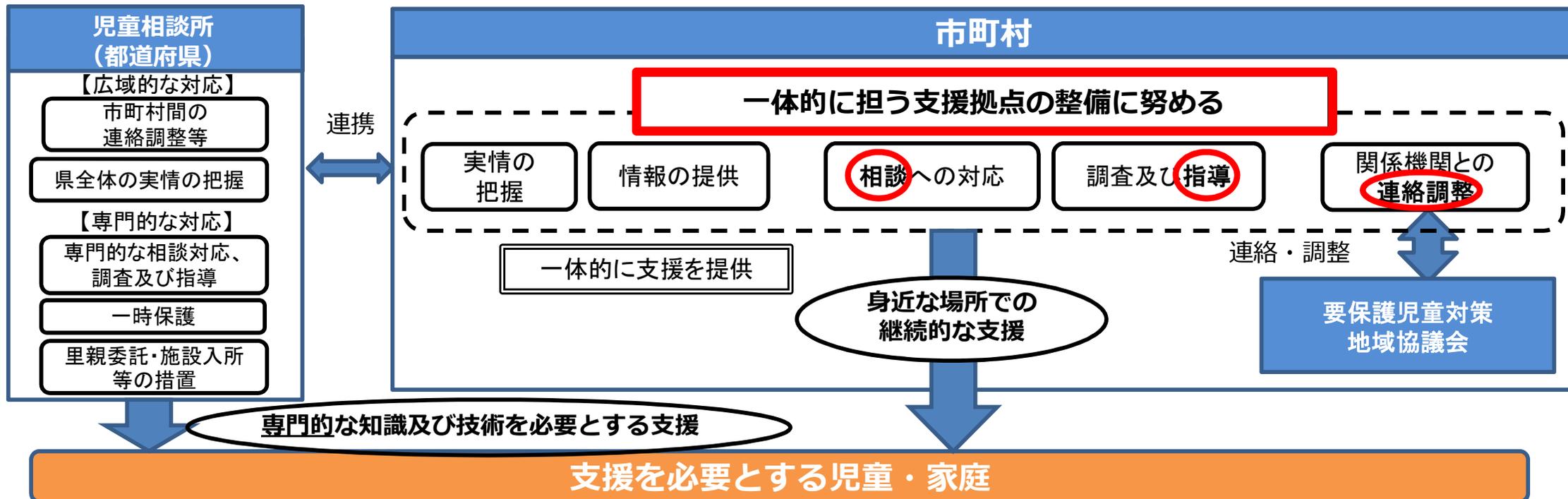
- 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。(第10条の2)

※ 拠点においては、児童家庭に関する実情の把握、情報の提供、相談対応、調査・指導、関係機関との連絡調整を一体的に担うことを想定。子育て世代包括支援センターを兼ねることも可能。

※ 物理的に新たな施設を設置するだけでなく、既存の機関・施設も活用しつつ、拠点としての機能を明確化することを想定。

※ 併せて、市町村レベルで上記の業務を一体的に担う事業(予算)の創設を検討。

<市町村における支援拠点のイメージ>



市町村における支援拠点のイメージ

市区町村

都道府県

ポピュレーション・アプローチ

子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）

○妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで実施

乳児家庭全戸訪問事業

1歳6か月・3歳児健診

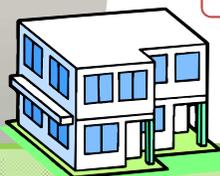
地域子育て支援拠点事業

利用者支援事業

一時預かり事業

児童館

子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業



要保護児童等に対する支援の拠点（仮称）

- 児童、保護者等からの養育困難な状況や虐待等に関する相談
- 生活状況や実態把握等を行うための家庭訪問等
- 通所、訪問等による継続的なソーシャルワークやカウンセリング等
・児童相談所からの委託を受けて行う通所・在宅による指導措置を含む
- 通所又は訪問型の在宅支援サービス

養育支援訪問事業

子育て短期支援（ショートステイ・トワイライトステイ）事業

○措置解除後の児童等が安定して生活していくための継続的な支援



複数市町村による共同設置又は委託可

要保護児童対策地域協議会
調整機関を担うことも可

児童相談所（一時保護所）

- 一時保護、措置（里親委託、施設入所、在宅指導等）
- これらにつながる相談、指導、診断等
- 市町村援助（市町村相互間の連絡調整、情報提供等必要な援助） 等

里親

乳児院

児童養護施設

児童心理治療施設

ハイリスク・アプローチ

要保護児童対策調整機関における専門職の配置

【平成29年4月施行・児童福祉法】

考え方

- 要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）が設置されている市町村であっても、**深刻なケースで連携の漏れが指摘される場合があります、責任をもって関係機関の対応を統括することが必要。**
- 要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）が、個々のケースに応じて関係機関の対応を統括し、**実効ある役割を果たすためには、児童の問題に通じた専門性を有する人材が必要。**

改正法による対応

- 調整機関に**専門職の配置を義務付け**（現行は努力義務）。— 児童福祉司、保健師、保育士等
 - 調整機関に配置される**専門職に、研修受講を義務付け**。
- ※ 要対協の運営の改善策として、①要対協において情報共有すべき児童等の範囲の明確化、②協議に時間を要する場合の主たる支援機関の選定、などの取組を進める。

要対協



<調整機関における専門職の配置状況>（平成27年4月1日時点）

区分	市区	町	村	合計
地域協議会設置数	812	734	180	1,726
調整機関における専門職の配置状況	760 93.6%	495 67.4%	132 73.3%	1,387 80.4%

児童相談所設置自治体の拡大 【平成29年4月施行・児童福祉法】

考え方

- 平成16年改正で、中核市(※)は児童相談所を設置することができることとなったが、横須賀市・金沢市の2市にとどまり、設置が進んでいない。 ※ 法律上は中核市以外の一般市でも設置可能。
- 特別区は、改正前の法律においては、政令による指定を受けて児童相談所を設置することができない。

改正法による対応

- 政令で定める特別区(希望する特別区の要請に応じて指定)は、政令による指定を受けて児童相談所を設置するものとする。
- 政府は、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、施行後5年を目途として、必要な支援を実施する。

現行

設置義務

都道府県(47) 179か所

政令指定都市(20) 27か所

希望する市

児童相談所設置市 2か所
(横須賀市、金沢市)

改正後

都道府県

政令指定都市

児童相談所設置市
※中核市は全部で47市

特別区

設置義務

希望する市・
特別区

政府は、児童相談所を設置できるよう必要な支援を実施

※ 希望する市区から、政令指定の要請があった際には、国は、希望市区における事務遂行体制、都道府県との連携体制等を確認の上、政令指定する。

児童相談所の体制強化

【平成28年10月施行（※）・公布日施行】

（※研修義務付けは平成29年4月施行）

考え方

- 児童虐待の相談対応件数は増加が続く一方、児童の心理、健康・発達や、法律に関する専門的知識・技術等を要する複雑・困難なケースも増加している。

← 業務量に見合った児童相談の体制や専門性を確保する必要がある。

改正法による対応

- 都道府県は、児童相談所に、①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司（スーパーバイザー）を置くとともに、弁護士[※]の配置又はこれに準ずる措置[※]を行う。

※ 法改正による制度面での強化と併せて、財政面でも「児童相談所強化プラン」を策定し地方交付税措置の拡充を行う。

※ 「弁護士の配置に準ずる措置」とは

→ 弁護士を配置することと実質的に同等であると客観的に認められる措置である必要。

・都道府県ごとに、区域内の人口等を勘案して中央児童相談所等に適切な数の弁護士を配置し、
弁護士が配置されていない児童相談所との間における連携・協力を図ること等を想定。

・単に法令事務の経験を有する行政職員を配置すること等は含まれない。

- 児童福祉司（スーパーバイザーを含む）について、国の基準に適合する研修の受講を義務付け。

※ 併せて、社会福祉主事を児童福祉司として任用する場合には、任用前の指定講習会の受講を義務付け。

<新たに児童相談所に配置する専門職の任用要件>

	児童心理司	指導・教育担当の児童福祉司
任用の要件	・精神保健に関する学識経験を有する医師 ・大学において心理学を専攻した者	・概ね5年以上、児童福祉司としての勤務経験を有する者

児童相談所強化プラン(概要)

1. 目的

(平成28年4月25日厚生労働省児童虐待防止対策推進本部決定)

「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)に基づき、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、「児童相談所強化プラン」を策定する。(平成28年度から31年度まで)

2. 内容

① 専門職の増員等

- 児童相談所の専門職を大幅に増員。
- 児童福祉司の配置標準について、人口に加え、虐待相談対応を考慮。
- 弁護士の配置を積極的に推進。

② 資質の向上

- 児童福祉司、スーパーバイザーの研修受講を義務化。
- 児童福祉司に任用される社会福祉主事の任用前講習受講を義務化。

③ 関係機関との連携強化等

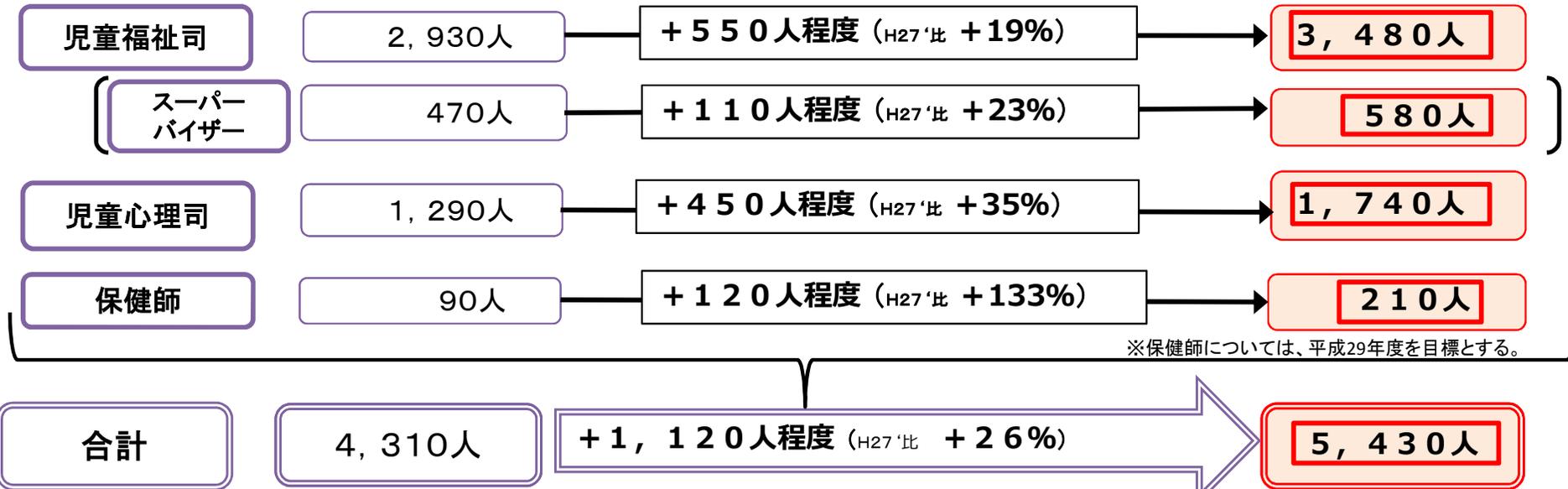
- アセスメントツール(共通基準)を作成し、児童相談所と市町村の役割分担を明確化。
- 市町村における要保護児童対策地域協議会の設置を徹底。調整機関に専門職を置き研修受講を義務化。
- 警察と連携し、人事交流や研修等を推進。

3. 専門職の増員目標

平成27年度実績

(強化プラン期間4年間)

平成31年度目標



※保健師については、平成29年度を目標とする。

※児童相談所の人員体制強化に当たり、上記専門職以外の職員の一部(450人程度)を専門職に振り替える(全体で670人程度の純増)。

児童相談所から市町村への事案送致【平成29年4月施行・児童福祉法・児童虐待防止法】

考え方

○ 児童相談所・市町村の間で虐待事案の評価に関する共通基準(尺度)がなく、対応の漏れや、虐待事案の軽重と対応機関のミスマッチが生じている。

← 児童相談所と市町村の間で、初期対応が遅滞なく、見落としなく行われるようにする必要がある。

改正法による対応

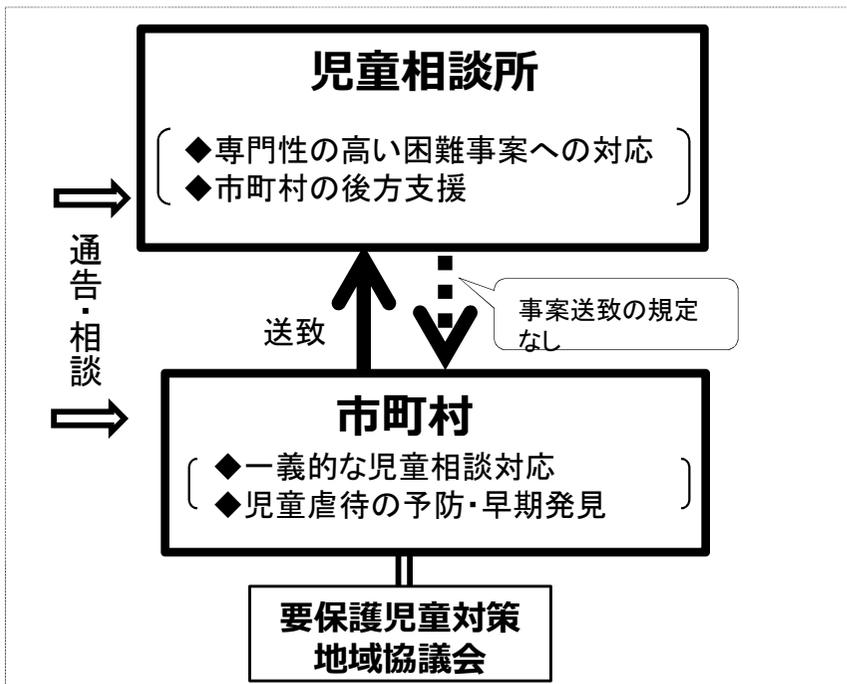
○ 一義的な児童相談や子育て支援により対応すべき事案について、児童相談所から市町村への送致を新設。

※ 改正前の法律においては、市町村から児童相談所への送致のみ規定。

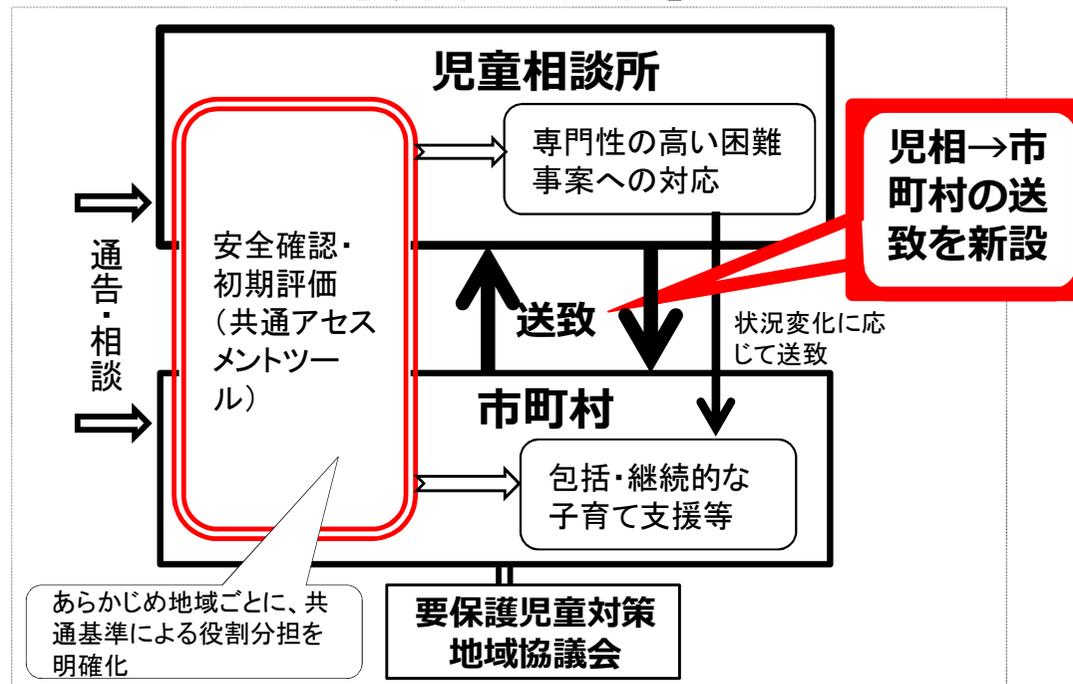
※ 併せて、その前提として、児童相談所・市町村に共通のアセスメントツールを開発し、あらかじめ地域ごとに、共通基準による役割分担を明確化。(市町村への押しつけにならない仕組みとする。国として共通アセスメントツールを示した上、各地域における児童相談所と市町村との役割分担は、地域の実情に応じて定めることを可能とする。)

※ 併せて、要保護児童の通告の在り方、児童相談所の業務の在り方についても検討。

【現行（平成16年改正～）】



【今回の改正後】



臨検・搜索手続の簡素化 【平成28年10月施行・児童虐待防止法】

考え方

○ 緊急時には、保護者の同意を得られない場合でも、虐待を受けていると思われる児童の安全を迅速に確保する必要がある。

← 臨検・搜索(※)までの手続に要する時間を、できる限り短縮する必要がある。

※ 「臨検」とは、実力行使を伴い、住居等に立ち入ること。「搜索」とは、住居等につき、強制処分として人の発見を目的に捜し出す行動のこと。

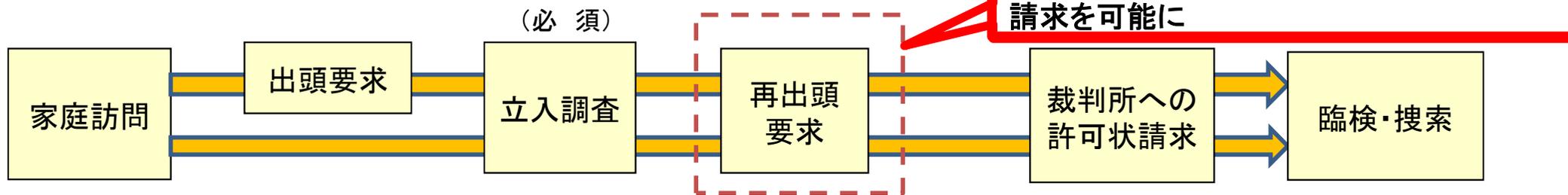
改正法による対応

○ 臨検・搜索について、再出頭要求を経ずとも、裁判所の許可状により実施できるものとする。

※ 併せて、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について速やかに検討。

(主な検討課題は、一時保護、接近禁止命令、保護者指導等に対する裁判所の関与)

<手続の簡素化のイメージ>



<制度施行（平成20年度）以降の臨検・搜索等の件数の推移>

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
出頭要求	28	21	49	25	29	35	28	215
立入調査	7	143	170	70	73	52	78	593
再出頭要求	3	2	6	2	5	1	4	23
臨検・搜索	2	1	2	1	1	0	1	8

関係機関等による調査協力【平成28年10月施行・児童虐待防止法】

考え方

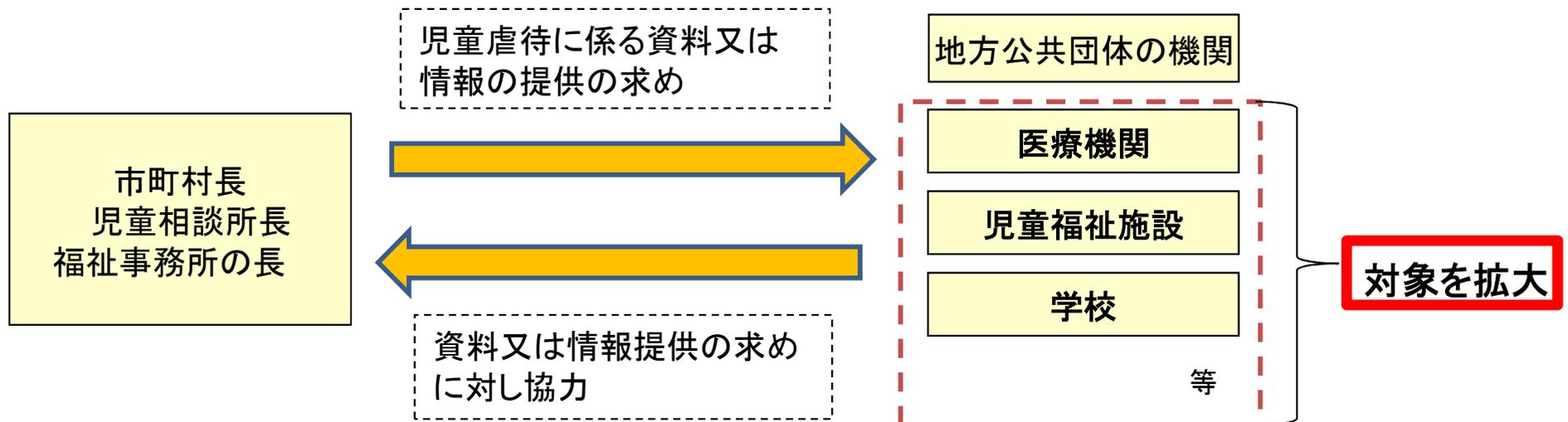
- 児童虐待に係る情報は、児童相談所・市町村における児童の安全確保、虐待への対応方針の判断等に必要不可欠である一方、個人情報保護等の観点から、民間の医療機関、児童福祉施設、学校等関係機関から提供を受けられない場合がある。

改正法による対応

- 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

※ 改正前の法律においては、地方公共団体の機関のみ、資料等を提供できるとされている。

<調査協力のイメージ>



親子関係再構築支援【平成28年10月施行・児童虐待防止法】

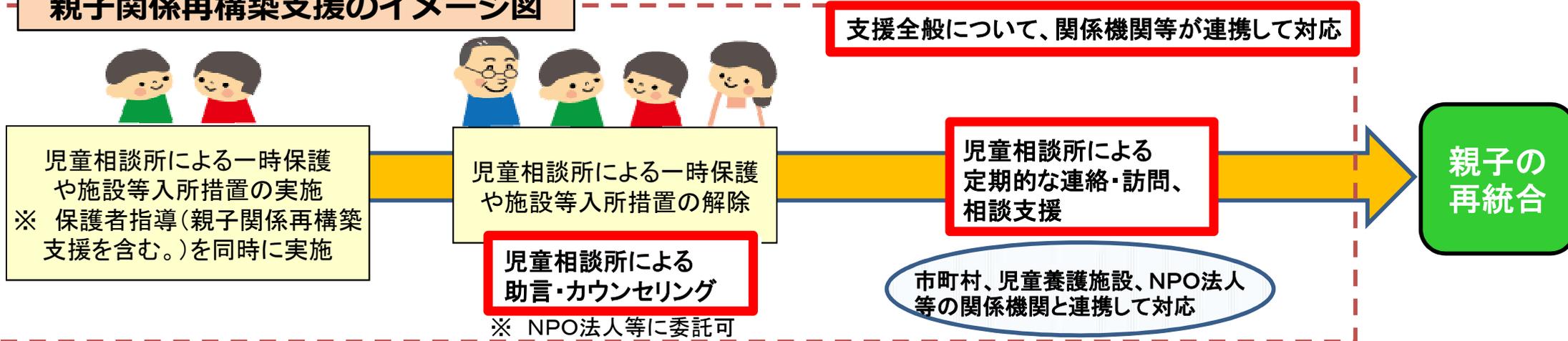
考え方

- 親子関係再構築について、保護者の意向に左右されること等により、**実効ある支援が十分行われていないほか、支援の際の関係機関間の連携が不十分。**
 - **措置を解除した後に、より深刻な虐待が発生するケースがみられる。**
- ← 児童相談所や市町村のみならず、児童を現に養育する施設や里親も、積極的に親子関係再構築支援を行うとともに、都道府県が措置を解除するに当たっては、継続的なフォローを行う必要がある。

改正法による対応

- 親子関係再構築支援について、**児童相談所、市町村、施設、里親などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。**
 - 措置の解除に当たって、以下の取組を実施する。
 - ・措置解除時、児童相談所が**保護者に対し、児童への接し方等の助言・カウンセリングを実施（NPO法人等に委託可）**
 - ・措置解除後の一定期間、児童相談所は地域の関係機関と連携し、**定期的な児童の安全確認、保護者への相談・支援等を実施**
- ※ 併せて、児童相談所の体制強化・専門性向上による保護者への継続的な指導等の実施、親子関係再構築プログラムの充実を含む国の調査・研究の推進、一時保護・保護者指導等への裁判所の関与の在り方の検討等に取り組む。

親子関係再構築支援のイメージ図



里親委託の推進

【平成29年4月施行・児童福祉法】

考え方

- 里親制度に対する社会的認知度が低く、委託可能な登録里親が少ない。
- 児童相談所が虐待対応業務に追われ、里親委託の業務に十分関わることができず、個別の里親への支援が行き届いていない。

← 里親制度の普及促進及び里親支援の拡充が必要。

改正法による対応

- 家庭と同様の環境における養育推進の理念を明確化。
- 里親制度の広報啓発等による里親開拓から、里親と児童のマッチング、里親に対する訪問支援等による自立支援まで、一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として法定。

○ 里親等委託率の推移及び目標値

(※) 少子化社会対策大綱(平成27年3月閣議決定)における目標値

H22年度末	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末	H31年度末	H41年度末
12.0%	13.5%	14.8%	15.6%	16.5%	22.0%(※)	概ね33%

改正法を踏まえ、特別養子縁組の位置付け等について今後検討

○ 里親等への委託の推進及び児童養護施設等の小規模化を推進するための「都道府県推進計画」の内容等に関する調査結果（平成28年3月末日現在）

	平成27年4月1日	平成31年度	平成36年度	平成41年度
里親・ファミリーホームへの委託児童の割合	15.8%	20.2%	24.7%	30.8%
グループホーム入所児童の割合	7.9%	11.6%	17.1%	24.8%
本体施設入所児童の割合	76.4%	68.2%	58.1%	44.5%
合計	100%	100%	100%	100%

※国が目標としている「概ね33%」に満たない目標設定にとどまっている自治体については、より一層の取組が必要。

養子縁組里親の法定化

【平成29年4月施行・児童福祉法】

考え方

- 親は児童と多くの時間を共にし、児童の成長、発達などに与える影響が大きいことから、**養育の質について、全国的に一定の水準を確保する必要がある。**
- 自ら妊娠・出産する場合、**乳幼児健診や両親学級などがある。**養子縁組里親についても、**親として身に付けるべき知識や子どもへの接し方を学ぶ機会を十分に確保することが必要。**

改正法による対応

- 養子縁組里親を法定化し、**①研修の義務付け、②名簿登録制、③欠格要件を規定。**

里親の類型

		養育里親(専門里親を含む) (児福法 第6条の4第1号、 第34条の19・20)	養子縁組里親 (児福法 第6条の4第2号、 第34条の19・20)	親族里親 (児福法 第6条の4第3号)
対象児童		要保護児童	要保護児童	扶養義務があり両親等の 養育が期待できない児童
研修の受講義務		あり	なし → あり	なし
名簿登録		必須	任意 → 必須	任意
欠格要件		あり	なし → あり	なし
手当等	里親手当	あり	なし	なし
	一般生活費 教育費 など	あり	あり	あり

参考

	登録里親数	委託里親数	委託児童数		登録里親数	委託里親数	委託児童数
養育里親	7,893世帯	2,905世帯	3,599人	親族里親	485世帯	471世帯	702人
専門里親	676世帯	174世帯	206人	合計	9,949世帯	3,644世帯	4,731人
養子縁組里親	3,072世帯	222世帯	224人				

出典：平成26年度福祉行政報告例（平成27年3月現在）

養子縁組に関する相談・支援の法定化

【平成29年4月施行・児童福祉法】

考
え
方

- 平成25年度の1年間で、相談・支援の結果、養子縁組が成立した児童相談所は約6割にとどまっている。
- 児童相談所ごとの取組状況のばらつきを解消し、均てん化を図る必要がある。
- また、養子縁組成立後の養育状況の確認など、個々の状況に応じた継続的な支援も重要。

《補足》

- 平成26年度厚生労働科学研究(注)のアンケート調査によると、回答のあった197ヶ所(全207ヶ所)の児童相談所のうち、平成25年度の養子縁組成立件数が0件であった児童相談所が83ヶ所(42.1%)。

- 最も成立件数の多かった児童相談所では16件。

(注)「国内外における養子縁組の現状と子どものウェルビーイングを考慮したその実践手続きのあり方に関する研究」研究代表者:林浩康教授(日本女子大学)

改正法による対応

- 養子縁組里親に関する相談・支援を都道府県(児童相談所)業務に位置付け。

➡ 児童相談所運営指針等を見直し、具体的な相談・支援の在り方(※)を明記。

※ 実親の意向確認、養親希望者の適格性判断、出自に関する情報の保管・提供 など

- 併せて、特別養子縁組制度の利用促進の在り方(※)について速やかに検討。

※ 主な検討課題は、以下のとおり。

- ・原則6歳未満とされている対象年齢
- ・児童相談所長への特別養子縁組に係る手続の申立権
- ・特別養子縁組の成立要件(実父母による同意の要件など)
- ・特別養子縁組成立後の子どもの出自を知る権利
- ・特別養子縁組成立後の養親や子どもに対する支援

18歳以上の者に対する支援の継続 【平成29年4月施行・児童福祉法】

考え方

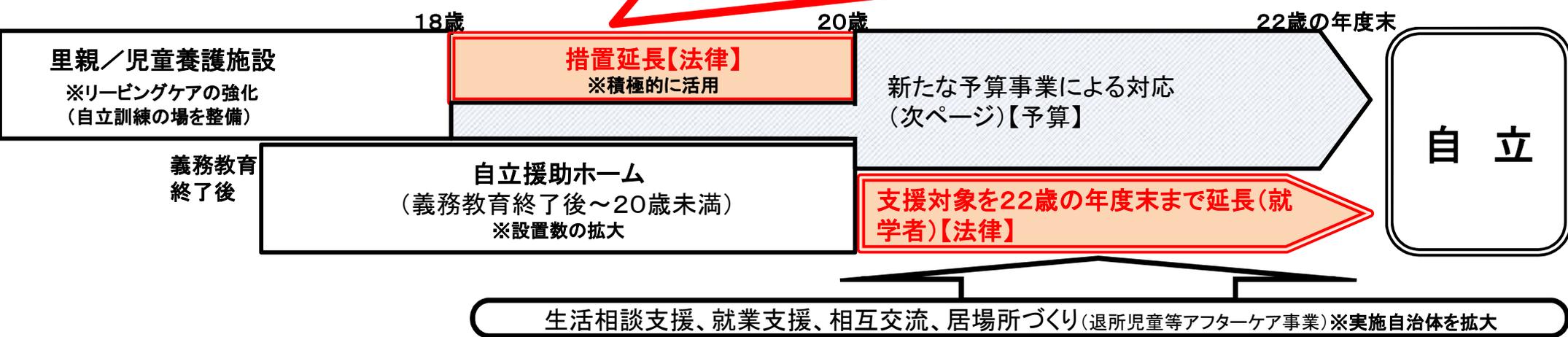
○ 改正前の法律においては、原則として18歳(措置延長の場合は20歳)に到達した時点で支援が終了しており、支援の必要があるにもかかわらず、18歳に到達することにより支援を断たれる場合がある。

← 児童福祉法の児童の年齢である18歳を超えた場合においても、自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みの整備が必要。

改正法による対応

- 一時保護中に18歳に達した者の一時保護の延長・措置を可能とする。
- 里親委託等中に18歳に達した者の措置変更・更新、一時保護を可能とする。
- 自立援助ホームの入所者について、大学等に就学中の場合には、22歳に達する日の属する年度の末日まで支援の対象とする。

	一時保護		里親等委託	
	新規	延長	新規・措置変更	延長
一時保護中に18歳到達	/	× → ○	× → ○	× → ○
里親等委託中に18歳到達	× → ○	× → ○	× → ○	○



自立援助ホームの対象者の拡大【平成29年4月施行・児童福祉法】

考え方

- 改正前の法律においては、自立援助ホーム入居者が20歳に到達した時点で、支援が必要な場合でも退所することとなってしまう、大学卒業まで継続した支援を行うことができない。

← 20歳を超えた場合でも、必要に応じて支援を可能とする仕組みの構築が必要。

改正法による対応

- 自立援助ホームの入居者であって大学等に就学している場合には、22歳に達する日の属する年度の末日まで支援の対象とする。

※ 入居者の支援の必要性に応じた柔軟な運用を検討。

改正前

15歳

18歳

20歳

○児童自立生活援助事業
(自立援助ホーム)による援助

※現行の児童福祉法では、20歳到達以降は、
自立援助ホームによる支援の対象外

改正後

15歳

18歳

20歳

22歳の年度末

○児童自立生活援助事業
(自立援助ホーム)による援助

○対象者の拡大(※)

※大学等(職業訓練校、専門学校等を含む。)就学中の者にあつては、22歳の年度末までの間にある者に対象拡大

大学等就学者以外の者については、18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も、22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる予算事業の創設を検討

予算事業

施行スケジュール

児童福祉法等の一部を改正する法律 施行期日

施行日	改正事項	
公布日施行	児童の福祉を保障するための原理の明確化【児童福祉法】	
	家庭と同様の環境における養育の推進【児童福祉法】	
	国・地方公共団体の役割・責務の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化【児童福祉法】 ・市町村業務等における「支援」の明確化【児童福祉法】 ・通所・在宅指導措置の明確化【児童福祉法】
	しつけを名目とした児童虐待の防止【児童虐待防止法】	
	母子保健施策を通じた虐待予防等【母子保健法】	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護の目的の明確化【児童福祉法】 ・国による要保護児童に係る調査研究の推進【児童福祉法】 ・母子家庭等の支援機関への婦人相談員の追加【母子父子寡婦法】
平成28年 10月1日 施行	支援を要する妊婦等に関する情報提供【児童福祉法】	
	児童相談所の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所における弁護士配置【児童福祉法】 ・児童心理司・保健師等、主任児童福祉司の配置【児童福祉法】 ・児童福祉司の配置標準の見直し【児童福祉法】
	児童相談所の権限強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・臨検・捜索手続の簡素化【児童虐待防止法】 ・児童虐待に係る資料等の提供主体の拡大【児童虐待防止法】
	親子関係再構築支援	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長・里親による親子の再統合等のための支援【児童福祉法】 ・施設入所等の措置の解除時等における助言の実施・安全確認等【児童虐待防止法】
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉審議会の調査権限の強化、委員要件の厳格化【児童福祉法】 ・婦人相談所長による母子保護を要する者の報告【売春防止法】 ・報告を受けた市町村等による母子保護の申込の勧奨【児童福祉法】

施行日	改正事項	
平成29年 4月1日 施行	市区町村の 体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターの法定化【母子保健法】 ・市町村における支援拠点の整備【児童福祉法】 ・市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関に専門職の配置及び研修受講の義務付け【児童福祉法】 ※国において義務研修に係るガイドライン等を策定予定 ・児童相談所設置自治体の拡大【児童福祉法】
	児童相談所の体制 強化	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）の研修義務化【児童福祉法】 ・社会福祉主事の児童福祉司任用時における指定講習会の修了要件追加【児童福祉法】 ※国において義務研修に係るガイドライン、講習会プログラム等を策定予定
	児童相談所の権限 強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所から市町村への事案送致【児童福祉法・児童虐待防止法】 ※国において共通アセスメントツールを作成予定
	里親委託等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県（児童相談所）の業務における里親支援の追加【児童福祉法】 ・都道府県（児童相談所）の業務への養子縁組支援の追加【児童福祉法】 ・養子縁組里親の法定化（研修義務化、名簿登録）【児童福祉法】 ※国において「里親委託ガイドライン」の改正等や「都道府県推進計画」の目標のあり方について検討する予定
	18歳以上の者に対する支援の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上の者に対する支援の継続【児童福祉法・児童虐待防止法】 ・児童自立生活援助事業の対象者の見直し【児童福祉法】 ※国において施設入所等措置を受けていた者について、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も、22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業の創設を検討
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・情緒障害児短期治療施設の名称変更【児童福祉法】 ・婦人相談員の非常勤規定の削除【売春防止法】 ・母子・父子自立支援員の原則非常勤規定の削除【母子父子寡婦法】 ・施設入所者等の負担金に係る収納事務の私人委託【児童福祉法】